

被扶養者を減らす申請をするときの添付書類(○印)

		添付書類		入手先
基本届	異動対象者の被保険者証(原本)	○	以下、全ての申請に必要です。	事業所担当者/健康保険組合ホームページ 申請書式No.1
	被扶養者(異動)届	○		
このようなときには…				
就職したとき		○	新しい保険証の写しまたは社会保険資格取得証明書の写し	勤務先
収入が扶養の範囲を越えているとき ※削除日(異動年月日)は、収入が扶養の範囲を超えてしまった時点ではなく、越えると見込まれた時点での削除になります。	勤労収入	○	変更となった事業主の給与支払証明書 ・変更となった月をまたいだ3ヵ月分の給与明細書の写し ・雇用契約書の写し(年間収入見込額がわかるよう労働日数等の記載がなく年間収入見込額がわからない場合は余白に追記し被保険者本人の署名・捺印)	勤務先
	年金収入	○	最新の年金通知書の写し	年金事務所
	雇用受給保険を	○	雇用保険被保険者受給資格者証全面の写し	ハローワーク
他の家族に扶養されるとき		○	・結婚の場合は、婚姻日のわかる証明書 ・配偶者の収入見込額が多くなり被扶養者を異動する場合は、配偶者の今後の年間収入見込額がわかるもの写し(注1)	勤務先、市区町村役場 など
離婚したとき		○	離婚日のわかる証明書	市区町村役場 など
死亡したとき		○	死亡日のわかる証明書	

(注1) 配偶者が扶養家族でなく、夫婦が共同して扶養している場合における被扶養者の認定は、年間収入の多い方の被扶養者とするのが原則とされています。年間収入が同程度である場合は、被保険者の申請により、主として生計を維持する者の被扶養者とします。

配偶者の収入見込額がわかるものについて

例：源泉徴収票の写し、直近3ヵ月分の給与明細書の写し、給付金決定通知書の写し、標準報酬額決定通知書の写し、確定申告書の写しなど

* 上記の書類以外にも内容により別途書類の提出を求める場合があります。

* 「マイナンバー」導入による規程整備のため証明書類等に「マイナンバー」の記載されていないものを提出してください。記載されている場合は、記載箇所を油性ペンなど(修正液や修正テープは使用不可)で隠すなどマスキングしたうえでご提出ください。